

「カーボンニュートラル工場可能性調査事業」業務委託 仕様書

1 委託業務名

「カーボンニュートラル工場可能性調査事業」業務委託

2 業務目的

国において2020年にカーボンニュートラル宣言、2021年にグリーン成長戦略、2023年に水素基本戦略が策定、2024年に水素社会推進法が制定される中、本県においては、知事が会長を務める「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」を設立し、カーボンニュートラル実現に向けて、水素やアンモニアの社会実装の取り組みを進めている。

カーボンニュートラルの実現には、発電分野や輸送分野に加え、当地においては特に産業分野の脱炭素化が求められている。一方、脱炭素燃料である水素やアンモニアを利用した機器やシステム（以下、機器等とする。）の検討及び開発が進められているが、それらが県内の企業等で効果的に活用できるか、事業化できるか明確にすることが必要である。

そこで、本事業では、検討や開発が進められている水素やアンモニアを利用した機器等に関して、県内の工場等での活用可能性や事業化可能性を調査し、事業化につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）までとする。

4 委託業務内容

現在、検討や開発が進められている水素やアンモニアを利用した機器等について、活用可能性や事業化可能性を調査すること。詳細については以下のとおりとする。

（1）調査内容

県内の工場等またはその周辺で使用する水素やアンモニアを利用した機器やシステムの活用可能性、事業化可能性を明らかにすること。また、事業化に向けたロードマップの作成を含むこと。

<調査例>

- ・太陽光発電による水素・電力グリッドシステムの事業化可能性
- ・農林水産業分野での量産化に資する水素・アンモニアの活用可能性
- ・熱処理工程における燃料アンモニア工業炉の活用可能性
- ・アンモニア燃料で稼働するフォークリフトの事業化可能性

(2) 調査対象

県内に所在する工場等に限る。

(3) 報告書の作成・完了届の提出

業務終了後、調査結果をまとめた報告書を作成すること。報告書には、調査結果を基にした今後の展望や展開、提案、要望など未来につながる内容を盛り込むこと。また、業務完了届（1部）に添付し、提出すること。

5 業務の進め方

1. 委託業務を遂行する上で必要となる経費は、受託業者が負担すること。なお、資産となる設備の購入等にかかる経費は、事業費に含まないこと。委託業務を遂行する上での全責任は、受託業者が負うこと。
2. 委託業務の実施にあたって知り得た情報を、本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
3. 受託者は、業務に先立ち、県と打ち合わせを行い、事業実施計画、事業実施スケジュール等を作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
4. 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
5. 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承認を得たときはこの限りではない。
6. 受託者は、本件業務の一部を第三者に委託したときは、受託者が県に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
7. 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打合せを行うこと。
8. 本仕様書に定めのない事項については、その都度県の指示を受けて処理すること。
9. 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、県からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、会議に出席すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物

- ・ 報告書 2部

(任意様式、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)

- ・ 報告書及び関連データを記録した電子データ 1式

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに現行案を県に提出し、その内容について十分調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課水素社会実装推進室（愛知県本庁舎2階）

7 その他注意事項

1. 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
2. 受託者は、成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果物の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
3. 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
4. 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類等の経理書類を整備し、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。
5. 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
6. 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者協議の上、定めるものとする。